

特記仕様書

件名 久住 2 号調整池浚渫修繕
場所 成田市久住中央一丁目地先

第一章 総 則

第1条 (適用)

- この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で本工事の施工に適用する。
- 請負者は、本特記仕様書のほか契約書、図面、施工条件の明示に基づいて施工しなければならない。また、施工にあたっての一般事項は共通仕様書によるものとする。

第2条 (目的)

- 本工事は、久住 2 号調整池の環境改善の為、調整池内を清掃し、堆積した汚泥を浚渫・運搬及び処分することを目的とする。

第3条 (工期)

- 工期は、契約の翌日から令和 9 年 1 月 29 日までとする。
なお、工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.78
その他不稼働日数	—

第4条 (現場代理人および主任技術者または監理技術者)

- 請負者は、作業に先立ち仕様書の規定するところの工事に熟練した現場代理人及び主任技術者または監理技術者を定め、主任技術者等選定通知書を提出し承認を得ること。

第5条 (施工計画書)

- 請負者は、着手前に現状を十分調査検討し、工程・実施計画書ならびに施工図を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第6条 (工事实績情報作成及び登録)

- 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工

事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

2. 変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事受注代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。
3. 登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第7条（施工体制台帳）

1. 請負者は、当該建設工事を施工するために下請け契約を締結したときは、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。
2. 第 1 項の請負者は、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。

第8条（第三者への損害等）

1. 請負者が第三者に損害・迷惑をかけた場合は、請負者の責任において処理すること。また、既設構造物に損害を与えた場合もこれと同等とする。
2. 本工事区間内に構造物・占用物件がある場合は、請負者は各所有者・各企業と連絡を十分行なうこと。移設等の必要が生じた場合は、別途協議とする。
3. 電線、電話ケーブル等に近接する箇所の施工は、施工者が施設管理者に連絡し対処すること。

第9条（施工管理・規格値）

1. この工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（令和 7 年 10 月改訂）によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県写真管理基準（令和 7 年 10 月改訂）によるものとする。

第10条（工事現場管理）

1. この工事の施工にあたっては、道路工事保安施設設置基準に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第11条（関係法令等の遵守と手続き）

1. 工事施工にあたっては、「道路法」、「道路交通法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「労働安全衛生法」等関係諸法令、諸官公庁の通達、工事施工に関する協定事項等遵守し、諸官公署への届出及び許可等の手続きは、すみやかに行い監督職員に報告すること。

第12条（工事搬入路）

1. 資機材搬入路は、施工者が道路管理者、周辺住民と協議した上で対処すること。搬入路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
2. 必要な資材置場については、請負者で対応すること。

第13条（請負者の費用負担）

1. 請負者は、次の費用を負担する事。

設計図書、仕様書に示さない軽易なもので、施工上、または目的物の維持上欠くことの出来ない材料及び作業に要する費用。

第14条 （施工方法）

1. 清掃は調整池底面を対象とする。
2. 浚渫・運搬・処分汚泥数量は調整池内の堆砂池容量の 117 m³を想定している。なお、実際の汚泥処分数量が設計値を下回った場合は協議の対象とする。
3. 調整池内の滞水は上水のみ集水塔より排出すること。また、底面の汚泥は堆砂池に集積し、浚渫すること。なお、排水工は請負者において、適宜処理すること。
4. 堆砂池の浚渫開始以降は、堆砂池への上水・雨水の流入防止策を実施すること。なお、流入防止策の内容は施工計画書に記載し、作業に先立ち監督職員に提出しなければならない。

第二章 安全対策

第1条 （公衆災害）

1. 施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って行われなければならない。

第2条 （安全・訓練）

1. 施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - （1） 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - （2） 本工事内容等の周知徹底
 - （3） 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - （4） 本工事における災害対策訓練
 - （5） 本工事現場で予想される事故対策
 - （6） その他、安全・訓練等として必要な事項

第3条 （施工計画の作成）

1. 施工に先立ち、施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 大雨等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

第4条 （実施状況の報告）

1. 安全・訓練等の実施状況等のビデオ等または実施状況報告書を監督員に提出しなければならない。

第三章 建設副産物対策

第1条 （建設副産物共通事項）

1. 建設副産物の取り扱いにあたっては、「千葉県建設リサイクル推進計画」、「千葉県建設リサイクル推進計画ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」、「建設発生土管理基準」に基づき建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。

ならない。

2. 建設副産物の処分に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督員と協議し、同処分申請書を1部提出するものとする。
3. 第2項の処分申請書に引続き、処分後、「建設副産物処理調書」を提出すること。
4. 適正な処理の実施状況を把握するため紙マニフェストの場合は、複写式伝票のD票、E票の写し、電子マニフェスト方式による場合は、建設副産物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したものを提出すること。

第2条（建設廃棄物等）

1. 本工事にて発生する建設廃棄物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理すること。処理方法指定（B）。なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し、監督員に報告するものとする。

第3条（「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」）

1. 「千葉県建設リサイクル推進計画ガイドライン」に基づき、請負金額1,000千円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出すること。
なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成しなければならない。

第四章 環境保全対策

第1条（一般）

1. 施工にあたり、環境の保全に十分配慮し適切に対処するよう努めなければならない。
2. 工事着手前に現場状況、工事支障物、地下埋設物等の事前調査を実施し、監督職員に報告すること。

第2条（工事施工上の留意点）

1. 請負者は沿線関係者に対し十分な事前説明を行い、協力を得られるよう対処しなければならない。また、契約後速やかに、工事施工のお知らせを地域住民に周知すること。
2. 騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、周辺地域の環境保全に努めること。また、影響のあると判断される構造物等がある場合は、施工者が事前に調査（写真等で記録）し、工事終了後に影響を確認すること。これにより、設計条件に変更が生じた場合は、別途協議とする。

第五章 提出書類

提出書類は以下のとおりとし、1部提出するものとする。

- ・ 施工計画書
- ・ 完成図書（報告書）
- ・ 写真帳

第六章 諸基準

本工事施工にあたっては、千葉県土木工事共通仕様書に準拠する。